

## 1 あいうえお保育園設置認可に係る審査調書

認可の要件等	審査調書																											
○児童福祉法第35条第4項及び同法施行規則 第37条第2項による令で定める事項																												
1 名称、種類及び位置	名称 あいうえお保育園 種類 保育所 位置 津市美里町五百野1617-1																											
2 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面  ※三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する 基準を定める条例（以下「条例」という。） 第43条（設備）  ・2歳未満児入所保育所：乳児室又はほふく室、 医務室、調理室及び便所を設置  ・2歳以上児入所保育所：保育室又は遊戯室、 屋外遊戯場、調理室及び便所を設置  ※三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する 基準を定める条例施行規則（以下「規則」と いう。）第28条（設備）  ・最低基準面積：右記参照 ・保育室等を2階以上に設ける建物： 耐火建築物又は準耐火建築物であること等	建物構造 鉄筋コンクリート造 地上1階、地下1階建て 建物延面積 640.09㎡ 建物建築面積 703.05㎡ 敷地面積 3,414㎡（自己所有 3,414㎡、借用 0㎡） 屋外遊戯場面積 784㎡  <table border="1" data-bbox="735 824 1465 1377"> <thead> <tr> <th>室名等</th> <th>面積（㎡）</th> <th>最低基準面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳児室</td> <td>60.47</td> <td>1.65㎡×18（2歳未満児定員数） = 29.7㎡</td> </tr> <tr> <td>ほふく室</td> <td>60.47</td> <td>3.3㎡×18（2歳未満児定員数） = 59.4㎡</td> </tr> <tr> <td>保育室 遊戯室 （小計）</td> <td>188.65 113.66 302.31</td> <td>1.98㎡×69（2歳以上児定員数） = 136.62㎡</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>28.98</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>調乳室</td> <td>6</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>医務室</td> <td>6.48</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>便所</td> <td>25.53</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>屋外遊戯場</td> <td>784</td> <td>3.3㎡×69（2歳以上児定員数） = 227.7㎡</td> </tr> </tbody> </table> 保育室等を2階以上に設ける建物の場合の基準 該当なし	室名等	面積（㎡）	最低基準面積	乳児室	60.47	1.65㎡×18（2歳未満児定員数） = 29.7㎡	ほふく室	60.47	3.3㎡×18（2歳未満児定員数） = 59.4㎡	保育室 遊戯室 （小計）	188.65 113.66 302.31	1.98㎡×69（2歳以上児定員数） = 136.62㎡	調理室	28.98	-	調乳室	6	-	医務室	6.48	-	便所	25.53	-	屋外遊戯場	784	3.3㎡×69（2歳以上児定員数） = 227.7㎡
室名等	面積（㎡）	最低基準面積																										
乳児室	60.47	1.65㎡×18（2歳未満児定員数） = 29.7㎡																										
ほふく室	60.47	3.3㎡×18（2歳未満児定員数） = 59.4㎡																										
保育室 遊戯室 （小計）	188.65 113.66 302.31	1.98㎡×69（2歳以上児定員数） = 136.62㎡																										
調理室	28.98	-																										
調乳室	6	-																										
医務室	6.48	-																										
便所	25.53	-																										
屋外遊戯場	784	3.3㎡×69（2歳以上児定員数） = 227.7㎡																										
3 運営の方法	社会福祉法人あいうえおが運営にあたる。 「運営規程」にて確認済。																											
3-2 経営の責任者及び福祉の実務に当たる 幹部職員の氏名及び経歴  ※条例第45条（職員） ・保育士、嘱託医及び調理員を必置	経営の責任者 郡山 宥喜 （社会福祉法人あいうえお 理事長）  施設長 辻 ななみ （旧美里さつき保育園 園長、保育士資格 有）  保育士 13名 嘱託医 2名 調理員 2名																											

## 1 あいうえお保育園設置認可に係る審査調書

認可の要件等	審査調書								
※規則第30条（職員） 必要な保育士の数 ・おおむね0歳児3人につき1人以上 ・おおむね1・2歳児6人につき1人以上 ・おおむね3歳児20人につき1人以上 ・おおむね4歳以上児30人につき1人以上	年齢	0	1	2	3	4	5	計	
	認可定員	7	11	15	18	18	18	87	
	入所予定	3	5	6	8	8	8	38	
	保育士 必要数 【認可定員】 (人)	2.3 (7/3)	4.3 (26/6)	0.9 (18/20)	1.2 (36/30)				-
	保育士 必要数 【入所予定】 (人)	1 (3/3)	1.8 (11/6)	0.4 (8/20)	0.5 (16/30)				-
現員 (人)	3	5	1	2				11	
4 収支予算書	「収支予算書」にて確認済。								
5 事業開始の予定年月日	令和6年4月1日								
○児童福祉法施行規則第37条第3項による提出書類	/								
1 設置する者の履歴及び資産状況を明らかにする書類	設置する者の履歴 郡山 宥喜（社会福祉法人あいうえお 理事長） 「履歴書」にて確認済。  資産状況を明らかにする書類 「財産目録」にて確認済。								
2 保育所を設置しようとする者が法人である場合にあっては、その法人格を有することを証する書類	法人格を証する書類 設置主体 社会福祉法人あいうえお（令和6年2月16日設立） 「法人の登記簿謄本」にて確認予定。								
3 法人又は団体においては定款、寄附行為その他の規約	定款、寄附行為 「定款」にて確認済。  その他の規約 「就業規則」、「賃金規程」及び「事務局規程」にて確認済。								

## あいうえお保育園運営規程

### (名称等)

第1条 社会福祉法人あいうえおが設置するこの保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 あいうえお保育園
- (2) 所在地 津市美里町五百野1617-1

### (施設の目的及び運営方針)

第2条 あいうえお保育園（以下「保育園」という。）は、児童福祉法に基づき保育を必要とする乳児及び幼児を受け入れ、保育を行うことを目的とする児童福祉施設である。

- 2 保育園は、保育の提供に当たっては、利用する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するように努めるものとする。
- 3 保育園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭と緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 保育園は、利用乳幼児の属する家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 保育園は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）。以下「基準」という。）」及び「津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年津市条例22号）」その他関係法令を遵守するものとする。

### (利用定員)

第3条 保育園の利用定員は、38人とし、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下、「法」という。）第19条第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。なお、保育の年齢別の需要の増大その他必要があるときは、小学校就学前子どもの区分又は、年齢別の利用定員の数を相互に流用し、保育の提供を行うことができるものとする。

- (1) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前の子ども（保育を必要とする満3歳以上の子ども。以下「2号認定子ども」という。） 24人
- (2) 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前の子ども（保育を必要とする満3歳未満の子ども。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 11人
- (3) 3号認定子どものうち満1歳未満の子ども 3人

### (提供する保育の内容)

第4条 保育園は、保育所保育指針（基準第35条の規定に基づき、保育所におけ

る保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項をいう。)に基づき保育を行うものとする。

(保育園が行うその他の事業)

第5条 保育園は、前条に掲げる保育のほか、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 延長保育事業
- (2) 一時預かり保育事業(余裕活用型)

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。なお、員数は入所人数により変動することがある。

- (1) 園長 1名  
園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、所属職員を指揮監督する。
- (2) 主任保育士 1名  
主任保育士は、園長を補佐し保育内容について他の保育士を統括するとともに、地域の子育て家庭等に対する子育て支援を行う。
- (3) 保育士 7名  
保育に従事し、指導計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
- (4) 調理員 2名  
津市が作成する献立に基づき、利用乳幼児の食事(間食を含む)を調理する。
- (5) 嘱託医師及び嘱託歯科医師 各1名  
ア 嘱託医師は、年2回の利用乳幼児の健康診断を行うとともに、健康管理及び指導を行う。  
イ 嘱託歯科医師は、年1回の利用乳幼児の歯科検診を行うとともに、口腔衛生講話及び歯磨き指導等を行う。

(保育を提供する日)

第7条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。)を除く。

(保育を提供する時間)

第8条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間  
午前7時から午後6時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。
- (2) 保育短時間認定に係る保育時間

午前8時30分から午後4時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

(その他の事業を行う時間)

第9条 その他の事業を行う時間は、次のとおりとする。

(1) 延長保育事業

保育標準時間認定に係る利用乳幼児については、午後6時から午後7時(土曜日を除く)までの間とし、保育短時間認定に係る利用乳幼児については、午前7時から午前8時30分及び午後4時30分から午後7時(土曜日は午後6時)までの間とする。

(2) 一時預かり保育事業

午前9時から午後5時までとする。

(利用者負担その他の費用の種類)

第10条 利用乳幼児の保護者は、津市の定める利用者負担額(保育料)を支払うものとする。

2 前項の規定に関わらず、津市以外の市町村の教育・保育給付認定を受けている利用乳幼児の保護者は、当該市町村の定める利用者負担額(保育料)を支払うものとする。

3 2号認定子どもに係る給食費(主食費及び副食費)は別表1のとおりとする。

4 延長保育に係る利用料は別表2のとおりとする。

5 一時預かり保育に係る利用料は別表3のとおりとする。

6 その他の費用は、別表4に掲げるものとする。

(利用の開始に関する事項)

第11条 保育園は、津市保育の利用に係る調整に関する事務取扱規則(平成27年津市規則第8号)に基づく調整を受けた乳児又は幼児の保育を行うものとする。

(利用の終了に関する事項)

第12条 保育園は、以下の場合には、保育の提供を終了するものとする。

(1) 利用乳幼児が小学校就学の始期に達したとき

(2) 教育・保育給付認定が取消となったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(緊急時における対応方法)

第13条 保育園の職員は、保育の提供を行っているときに、発熱等により体調をくずした場合は、利用乳幼児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 保育園の職員は、保育の提供により事故が発生した場合は、津市、利用乳幼児

の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 3 保育園の職員は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に備えて、あいうえお保育園防災マニュアルに基づき行動するとともに、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待防止のための措置)

第15条 保育園は、利用乳幼児の人権擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備等)

第16条 保育園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した保育に係る提供記録
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(別表1)

あいうえお保育園運営規定第10条の3に基づく金額

令和6年4月1日規定

2号認定子どもに係る給食費

主食費	月額 400円
副食費	月額 4,500円

(別表2)

あいうえお保育園運営規定第10条の4に基づく利用料

令和6年4月1日規定

延長保育に係る利用料

利用時間	利用料
午前8時30分以前	30分毎に200円/回
午後4時30分～午後6時	30分毎に200円/回
午後6時～午後6時30分	500円/回
午後6時30分～午後7時	1,000円/回

※ 第2子以降の延長保育に係る利用料は上記各利用料の半額とし、保育標準時間認定に係る利用乳幼児が延長保育を利用した月における延長保育に係る利用料の合計額が5,000円(第2子以降は、2,500円)を超えるときは5,000円(第2子以降は、2,500円)とする。

(別表 3)

あいうえお保育園運営規定第 10 条の 5 に基づく利用料

令和 6 年 4 月 1 日 規定

一時預かり保育に係る利用料

利 用 料	日 額 3, 0 0 0 円
-------	----------------

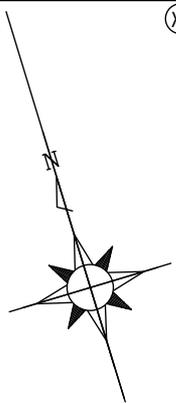
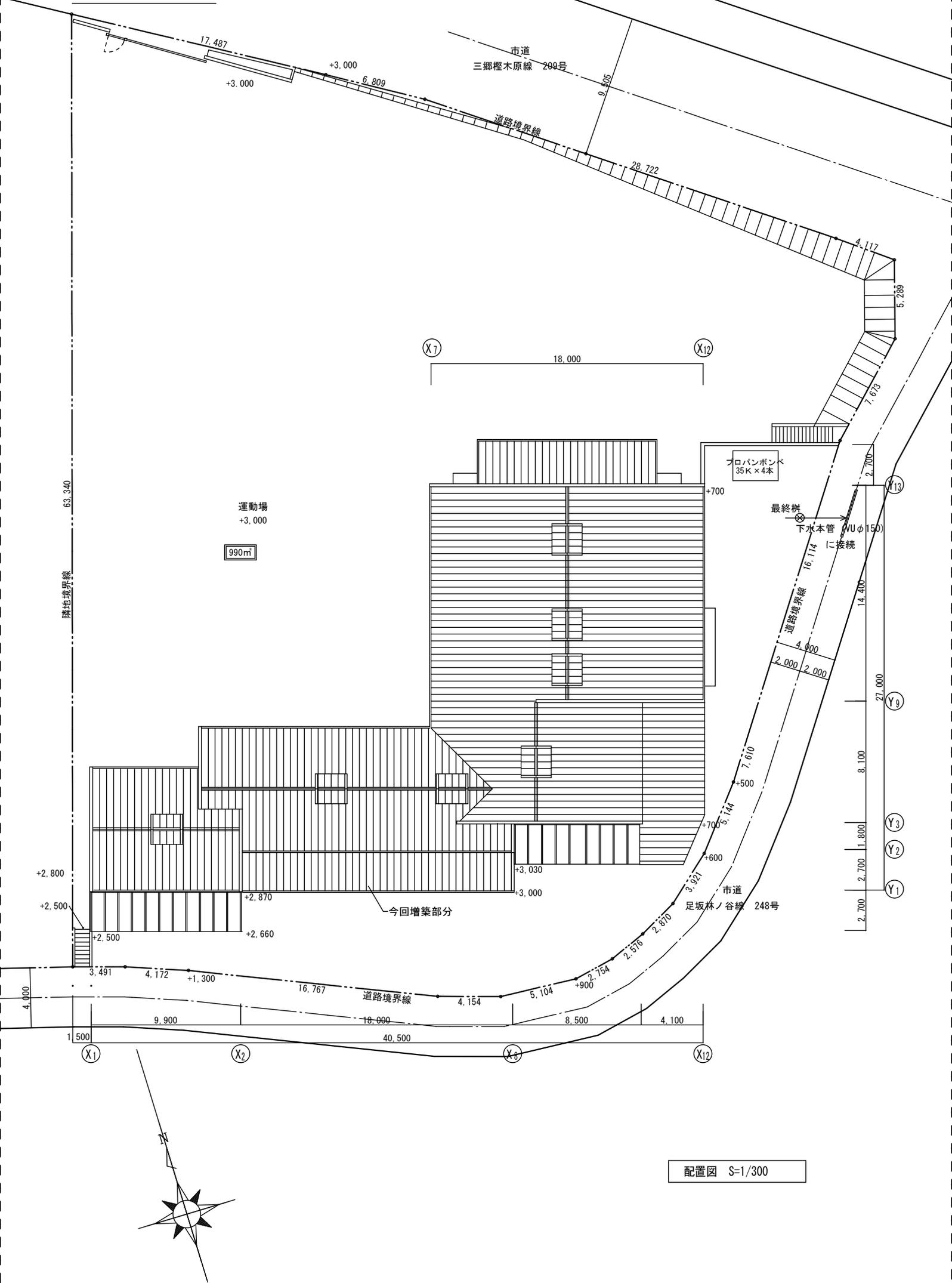
(別表4)

あいうえお保育園運営規定第10条の6に基づく費用

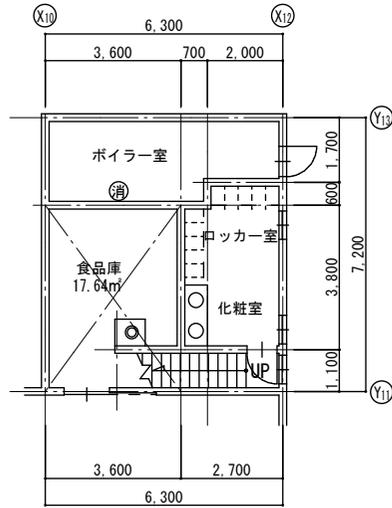
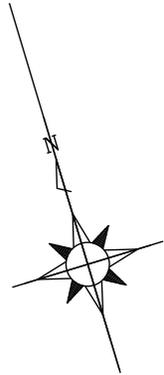
令和6年4月1日規定

その他の費用

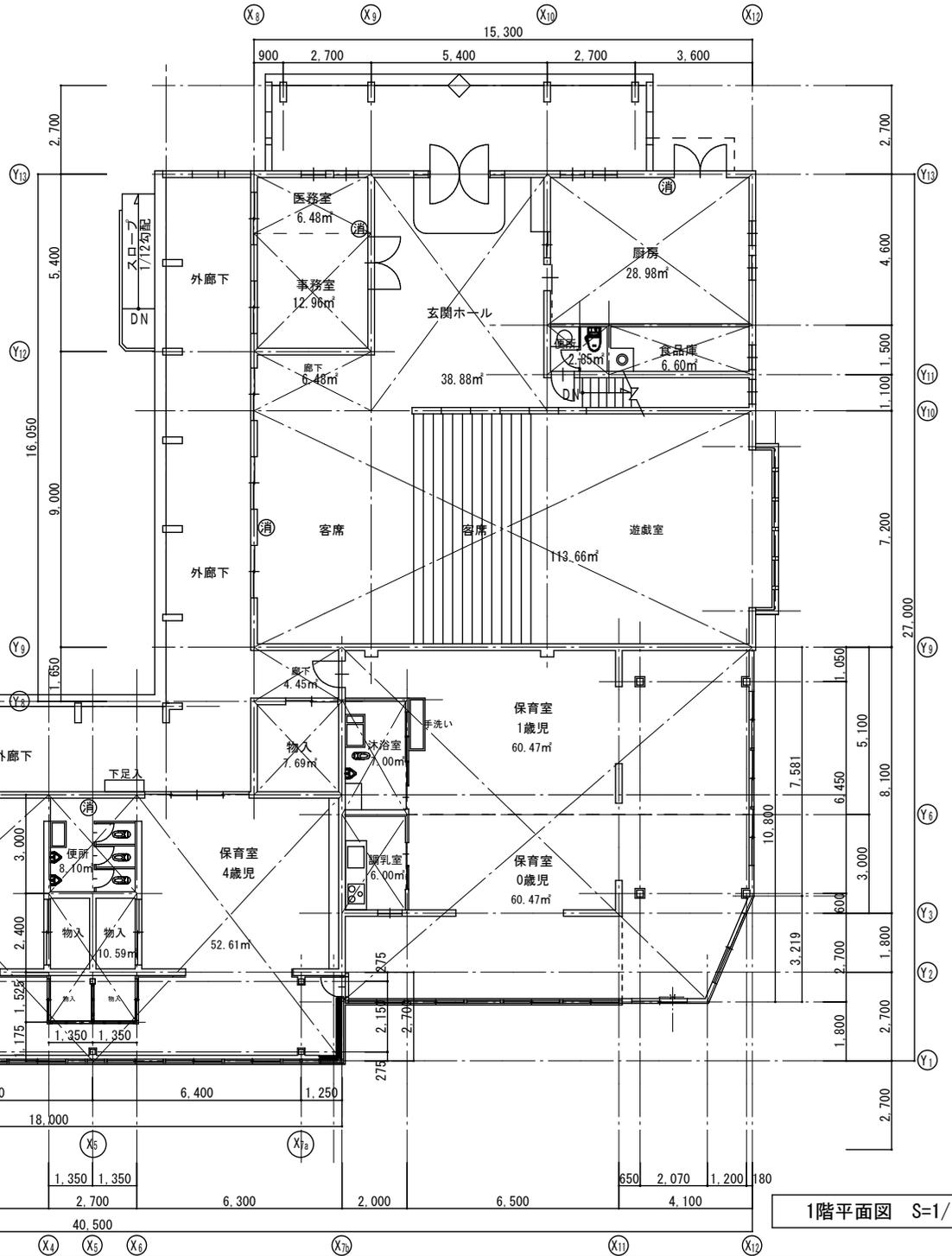
項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
行事費	遠足等に係る交通費や施設使用料	随時、実費を徴収
絵本代	3歳、4歳、5歳の教材費	月額400円～500円
アルバム代	卒園アルバム作成に係る費用	1冊5,000円
教材費	クレヨン、自由画帳、はさみの購入費用 (制作活動に使用するため)	実費



配置図 S=1/300



地下1階平面図 S=1/150

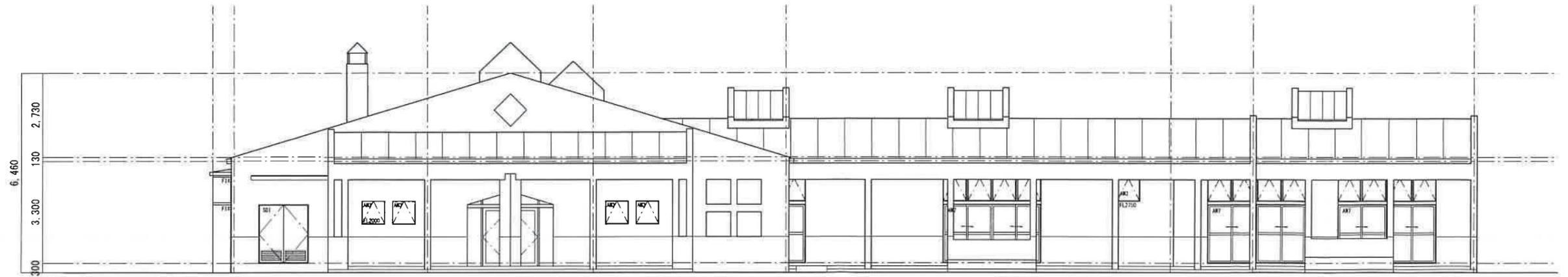


1階平面図 S=1/150



写真

西立面图 S=1 : 150

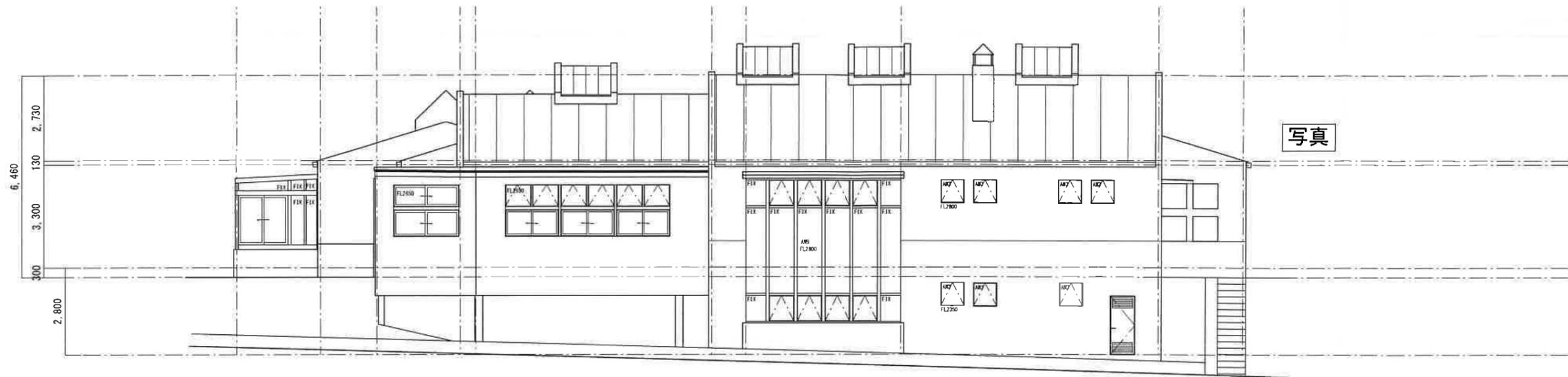


写真

写真

北立面图 S=1 : 150

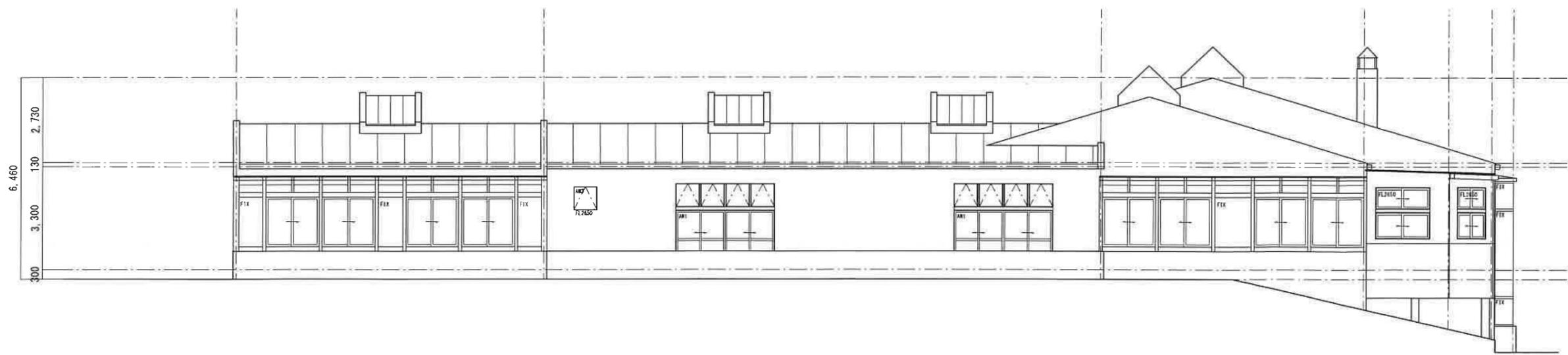
美里さつき保育園 増築工事	設計図書	訂正	1級建築士 登録137155号 江上 晴雄	図面内容	立面図1 (既設)		1/150
					*		
株式会社 朋和設計	愛知県知事 登録 (い-25) 5168号		作成年月日	18 . 10 . 15	NO.	B-7	



写真

写真

東立面図 S=1 : 150



南立面図 S=1 : 150

美里さつき保育園 増築工事 設計図書	訂正	1級建築士 登録137155号 江上 晴雄	 図面内容	立面図2 (既設)		1/150
				*		
 株式会社 朋和設計 愛知県知事登録 (い-25) 5168号			作成年月日	18 . 10 . 15	NO. B-8	